

単船側構造のばら積貨物船の精密検査における 油圧式アーム付車両の使用に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編

改正事項

単船側構造のばら積貨物船の精密検査における油圧式アーム付車両の使用に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 (UR) Z10.2 では、単船側構造のばら積貨物船の船体検査に関する要件が定められている。このうち、載貨重量 100,000 トン以上の船舶に関し、中間検査及び第 2 回以降の定期検査の倉内肋骨の精密検査にあつては、倉内肋骨の中間部、下部及び下部肘板に限り、油圧式アーム付車両の使用が認められており、本会も同要件を関連規則に取入れている。

この程、IACS は、倉内肋骨の上部に対する油圧式アーム付車両の使用の可否について検討を行い、その結果、最大作業高さが 17 m を超えない場合であつて、検査員が適当と認めた場合、倉内肋骨の上部又はその他の構造の精密検査に油圧式アーム付き車両を使用できるよう UR Z10.2 の改正を行い、2017 年 9 月に UR Z10.2(Rev.34)として採択した。

このため、IACS UR Z10.2(Rev.34)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

載貨重量 100,000 トン以上の単船側構造のばら積貨物船における中間検査及び第 2 回以降の定期検査にあつては、最大作業高さが 17 m を超えない場合であつて、検査員が適当と認めた場合、倉内肋骨の上部又はその他の構造の精密検査に油圧式アーム付車両を使用できるよう改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 B 編 B1.4.2